

平成 23 年度事業報告

I はじめに

公益財団法人国際人材育成機構（以下「機構」という。）は、開発途上国政府直接派遣の外国人技能実習生受入事業等を通じ当該国の人材育成及び経済発展に高く貢献していること等から事業の高い公益性が認められ、内閣総理大臣から「公益財団法人」としての認定を受け、本年 4 月 1 日付にて、新名称の下で新公益法人としてスタートし 1 年間着実な事業活動を遂げることができたところである。

また、平成 3 年 1 2 月に労働大臣（現厚生労働大臣）の許可を得て設立された当機構は、平成 2 3 年 1 2 月に創立 2 0 周年を迎えることとなり、これもひとえに、技能実習生受入企業（以下「受入企業」という。）様をはじめ関係各位、実習生派遣国政府の皆様の日頃からの絶大なご支援、ご協力の賜物であり、深く感謝の意を表すところである。今後も当機構の基本理念である「人づくりを通じ、わが国の社会と産業の健全な発展に寄与します」、「人づくりを通じ、開発途上国の経済発展に寄与します」の下、「開発途上国からの外国人技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介事業」、「開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業」及び「開発途上国との青少年親善交流事業」を役員一同、鋭意推進する所存であり、従前と変わらぬご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

II 事業の概要

- 1 当機構は、平成 3 年 1 2 月の設立以来、一貫して開発途上国の経済発展、国際相互理解の促進及びわが国の社会と産業の健全な発展に寄与するため、受入企業をはじめ関係者の皆様のご支援をいただきながら、技能実習生派遣国（以下「派遣国」という。）であるベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）及びタイ王国（以下「タイ」という。）の 3 か国から延べ 3 5, 0 0 0 名を超える技能実習生（以下「実習生」という）を受け入れてきた。各派遣国では、当機構の外国人技能実習生受入事業を高く評価し、ベトナム労働・傷病

兵・社会大臣、インドネシア労働移住大臣及びタイ労働大臣と当該国における人材育成について意見を交わした際においても、日本の高度な技術・技能や厳格な職場規律など日本の優れた労働慣行を習得できる当機構の実施する外国人技能実習生受入事業は大変有意義な事業であり、本事業を当該国における人材育成に関する重要政策として位置づけ、全面的に支援・協力していくので、事業の一層の拡大を高く望むとの要請があったところである。これを受け、当機構では、各派遣国政府と協議を重ね、女性実習生の受け入れを開始したほか、実習生年齢要件の上限を、これまでの25歳から30歳に引上げ、事業の拡充を図ったところである。

- 2 本年度は当機構が創立20周年を迎えた節目の年であり、創立20周年に際し、派遣国政府のご協力を得て、日本における3年間の技能実習を終え帰国後、その経験を活かし、母国でどのように活躍しているかについて、帰国実習生一人一人に執筆してもらい「羽ばたく帰国技能実習生」という一つの冊子にまとめたものである。冊子からは、「より早く、よりよいものを作る」また「規律や仕事の期日を守り、勤勉に働く」等日本のものづくりの姿勢、品質管理等、各会員企業様における3年間のご指導によって母国で輝き始めた帰国技能実習生の姿が窺えたところである。この冊子は関係各所に配布したところである。
- 3 平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、内閣府から当機構に義援金寄附の要請を受けたところであるが、当機構では、要請前から自主的に役職員及び関係者から義援金を募る活動を開始し、タイ政府及びインドネシア帰国実習生で組織する「アイム・ジャパン社長の会」等から寄託された義援金を、アイム・ジャパン役職員及び関係者から募った義援金とともに、平成23年5月23日に宮城県に贈呈したところである。
- 4 平成23年11月10日東日本大震災の復旧・復興の本格化に伴い人材確保が隘路にならないよう技能実習という側面から協力することとし、仙台市に実情把握と技能実習制度の周知を図るため事務所を開設したところである。当面の活動対象は、宮城県を中心に岩手、福島の3県を主体としているところである。

以下、実施した事業内容について報告する。

1 開発途上国からの技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介事業の実施

(1) 派遣国政府との協議

派遣国政府等と一体となって実施している技能実習生受入事業をより効率的かつ効果的に実施し、一層発展させるため、派遣国政府との間で協議を行った。

ア 女性技能実習生の受け入れ開始

平成5年の外国人技能実習生受入事業開始以来、一貫して男性実習生のみを受け入れてきたが、各派遣国政府から、男性のみならず女性実習生も受け入れ、技能実習を通じ職業訓練を実施してほしいとの要請を受け、女性実習生の受け入れを開始した。

イ 実習生の受入年齢上限の引上げ

一定程度の年齢を重ね、多少なりとも社会経験を積んだ実習生を受け入れることは、彼らの帰国後における起業を強く奨励し、ひいては母国の発展に寄与することが大いに期待できることから、実習生の年齢上限をこれまでの25歳から30歳に引上げることにした。

(2) 技能実習生受入事業の実施

ア 実習生受入活動

本年度の実習生受入数はリーマンショック以降東日本大震災、タイの洪水及び円高等で日本企業及び会員企業の力が落ちている市況の中、前年の1,513名を上回り1,606名（ベトナム208名、インドネシア1,127名、タイ271名）の受け入れができた。

イ 実習生の質の向上

実習生が制度の趣旨に沿った技能実習を全うするためには、日本への適応、日本語能力の向上が不可欠である。このため実習生に対し、受入企業への配属前に以下の教育を行った。

(ア) 日本への適応

- a 受入企業において円滑な技能実習が行えるようにするための日本の風俗習

慣等に関すること

- b 実習生が適法に在留するための知識や労働者として受ける法的保護に関する知識

(イ) 日本語能力の向上

- a 当機構オリジナルの「三年日誌」を配布し、実習期間をとおして記述を継続させるための指導
- b 入国時は日本語能力試験のレベル N4、入国 1 年後は同 N3、帰国時は同 N2 以上の合格を目標に事前講習、集合講習及び受入企業における日本語教育の強化（全 5 段階レベル、N5 から N1）
- c 日本語能力試験の受験を奨励し、各支局での日本語講座の開設、受験案内（願書）の無料配付及び N3 以上の合格者に対する表彰

(ウ) 実習生の「意欲・やる気」の向上及び維持

実習生が技能実習の全期間を通じ初心を忘れず、「意欲・やる気」を向上・維持させることが必要であるため、次のことについて重点的な指導を行った。

- a 日本語能力の向上が、帰国後の就職活動にきわめて有利であること
- b 技能実習中に学んだ技術、日本の労働慣行、経営手法、生産管理及びコスト意識等は、帰国後の起業に際しての必須の要件となること
- c 修了帰国者の成功事例集を作成・配布し、起業及び条件のよい就職は、自分自身の努力次第で身近なものとなることを理解させること

ウ 実習生受入・在留手続等の支援

実習生の入国予定日に確実に入国できるよう在留資格認定証明書の交付申請等の必要な手続を行い、実習生の母国からの円滑な出国、日本への入国、集合講習施設への入寮及び集合講習後の確実な企業配置に努めた。本年度は予定通り 11 回にわけ受け入れを実現することができた。

エ 適正な技能実習環境の整備、向上

(ア) 業界全体における適正化に向けた取組み

わが国においては、平成 22 年 7 月、外国人技能実習制度の適正な実施と技能

実習生の保護の強化等を目的とした改正入管法が施行されたが、一部の監理団体が技能実習制度の本旨を十分に理解せず、施行後においても、外国人技能実習生に対する労働関係法令違反などの事案が依然として多く発生している。そのため、外国人技能実習生受入事業を牽引するリーダーとして当機構が中核的な役割を果たしている「外国人技能実習生受入れ団体中央連絡協議会」（21団体加盟）において、法務省入国管理局及び厚生労働省労働基準局から講師を招き、同制度の趣旨等を説明いただくとともに、「不正行為撲滅キャンペーン」を開催し、各会員及び傘下企業等に対し、同キャンペーンパンフレットを配布するなど、業界全体での同制度に対する適正化に向けた理解の向上を図ったところである。

(イ) 受入企業における技能実習環境の整備

受入企業が、平成21年12月に公表された改正入管法に基づく法務省の指針（以下「指針」という。）の趣旨・内容を適確に理解し、適正な技能実習環境を整備することを目的に以下の諸対策を実施した。

a 「受入企業に対する監査及び訪問指導」の実施

技能実習に係る法務省関係法令及び指針においては、受入企業における技能実習の実施状況等について3月につき少なくとも1回の監査と「技能実習1号」の活動期間中1月につき少なくとも1回の訪問指導が求められている。当機構は「技能実習1号」の活動期間中のみならず、「技能実習2号」の活動期間中も月1回以上の訪問指導を行い、実習生と企業間の円滑化を図った。これら監査及び訪問指導を確実に実施し、受入企業に対し適正な技能実習の実施と労働関係法令の遵守について周知徹底と適正な実習環境の維持改善に努めた。

b 「受入企業総点検月間」の実施

平成23年度も5月を「受入企業総点検月間」とし、指針の不正行為に係る事項及び労働関係法令の遵守についての実態を把握するため、総点検を実施し、その結果、改善が必要とされる企業に対しては速やかな改善を要請した。

c 「受入企業懇談会」の開催

指針の趣旨及び労働関係法令の遵守について周知徹底を図り、受入企業にお

ける実習生に対する適切な接遇が得られること及び受入企業の相互の問題点を討議すること、さらに当機構の事業運営の現況を説明するとともに、受入企業幹部から技能実習制度に関する各種意見等をいただき、当機構の事業運営に反映させることを目的とした、「受入企業懇談会」を支局ごとに開催した。

d 「実習・生活指導員懇談会」の開催

技能実習における問題の発生の防止及び解決方法等について受入企業の技能実習指導員及び生活指導員を対象に情報及び意見交換等の交換の場として「実習・生活指導員懇談会」を支局ごとに開催し、今後の実習指導及び生活指導に役立つものとした。

e 在留許可手続その他の手続支援

実習生が技能実習を継続するのに必要な在留許可を得る手続等、次の事項を実施した。

- (a) 実習生の入国・在留の支援
- (b) 実習生の技能検定等の受験支援
- (c) 在日大使館への在留届・旅券延長手続等
- (d) 関係機関への帰国報告

オ 実習生に係る相談、指導の迅速な対応

実習生が抱えている悩みや疑問等に迅速かつ親身な対応を図るため、以下の活動を実施した。

(ア) 実習生のための電話相談等

- a 企業配属後に、実習生がアテンド担当職員といち早く良好な人間関係を築けるよう集合講習期間中に事前指導の時間を設け、アテンド担当職員との面談を行った。
- b 機構本部内の相談コーナーのフリーダイヤル（24時間対応）により、ベトナム語、インドネシア語及びタイ語を話せる職員が相談に応じた。
- c アイン・エム（兄弟）制度（ベトナム）、イブクー（私の母）制度（インドネシア）及びピーチャイ・ピーサオ（兄姉）制度（タイ）等により、それぞれ

の国の出身者をカウンセラーとして委嘱し、在宅で実習生からの電話相談に母国語で応じた。

(イ) 指導文書による生活指導

5月の連休、お盆休み及び年末年始の休暇の前に、季節の注意事項と共に失踪防止、交通安全と事故防止等及び日常生活の支障となる事柄についての指導文書を作成し、アテンド担当職員より実習生及び受入企業に配付した。

(ウ) 意欲向上のための表彰

受入企業及び当機構の推薦に基づき、優秀な技能実習修了生975名に対し駐日インドネシア大使及び在大阪同国総領事から賞詞が授与された。

(エ) 実習生に対する駐日派遣国大使館等による指導

派遣国政府と一体となって事業を推進するという基本方針に基づき、駐日派遣国大使館等の協力の下、「実習生休日の集い」及び集合講習等において、大使館員による失踪防止を含めた生活指導の強化・徹底等を図った。

カ 失踪防止対策

実習生等の失踪は、社会と産業の健全な発展を妨げ、技能実習制度の根幹に関わる極めて重大な問題である。最近の発生傾向は、景気後退の引き金となったリーマンショック後大幅に減少していたが、インドネシアに限り昨年夏以降増加に転じている。

そこで、新規入国実習生を対象とする集合講習時において失踪防止に係る指導の強化及び潜在する失踪者の帰国確認等を究明する一環として、派遣国の駐日大使館と連携を図りつつ、総合的な失踪防止対策を推進した。

キ 安全衛生対策

(ア) 労働災害防止対策

事故や労働災害の発生を未然に防止するための安全衛生対策を確実に実施するよう受入企業に対して要請するとともに、実習生に対しては安全衛生関係法令の周知と安全作業の確実な履行を指導した。

特に、資格を必要とするフォークリフト運転、クレーン運転及び玉掛け作業等の就業制限業務に実習生が無資格で就業することのないよう指導の徹底を図っ

た。

このため、新規に入国する実習生を対象として企業引継前に技能講習資格を取得させるための受講支援策を導入する等以下の対策を推進した。

- a 安全衛生ステッカー（ベトナム、インドネシア及びタイ語訳）の配布
11種類、24,200枚
- b 企業引継前に技能講習修了の資格を取得するための受講支援
3種目、受講生数246名
- c 一般の技能講習を受講する実習生に外国語訳補助テキストの配布による受講支援
ベトナム、インドネシア及びタイ3か国語対訳版
3種目（フォークリフト、床上操作式クレーン、玉掛け）の配布
- d 吊上げ荷重5t未満の床上操作式クレーンの特別教育（学科）の実施

(イ) 健康診断の実施

全ての実習生に対し、入国後早期に健康診断（雇入れ時健康診断に準ずる項目）及び検便による腸内細菌検査を実施するとともに、健康管理及び保健衛生指導の徹底を図った。

(ウ) 「安全衛生ポスターコンクール」の実施

実習生の安全衛生に係る意識の高揚と労働災害防止に資することを目的として第7回安全衛生ポスターコンクールを実施した。応募総数33作品から、最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞3名、佳作4名を選出し、表彰状及び副賞を授与した。

(エ) 「安全衛生大会の実施」

「安全は家族の願い、みんなの願い」のスローガンの下全国で延べ1,358名の実習生が参加して安全衛生大会を開催した。危険予知訓練や指差呼称を行い、参加者全員による安全衛生宣言を行い、実習生の安全衛生意識の向上を図った。また、アトラクションによる親睦交流にも寄与した。

ク 実習生福利厚生事業

(ア)「作文コンクールの実施」

実習生の日本語能力の向上を図ることを目的として、第13回作文コンクールを実施した。

応募総数345作品から最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞3名、佳作5名を選出し、表彰状及び副賞を授与した。

(イ) 実習生向け情報誌「みんなのひろば」の発行

実習生の日本語能力向上を図り、もって技能実習効果の改善及び地域社会との交流を深めること等を目的に、実習生向けの情報誌「みんなのひろば」64号から66号を発行し、技能実習生の日本語能力向上を図るとともに、日本における生活習慣等について注意喚起をし、円滑な技能実習を促した。

ケ 講習等の効果的实施

(ア) 事前講習

a 派遣国政府が実施する事前講習について積極的に協力した。技能実習の効果を上げるためには、高い日本語能力を身につけることが重要であることから、引き続き日本語能力の一層の向上を図ることとし、特に聴解能力を向上させるため、実習生相互によるロールプレイング（役割演技）を取り入れた訓練を実施した。また、日本語能力の不足、技能実習意欲の欠如等について厳しく審査を行い、適正を欠く者については、入国前に不合格とするよう派遣国政府に対して要請を行った。

b 事前講習については受入企業への配属時に日本語能力N4合格レベルに向けての指導を行うとともに、日本において優れた実習生と認められる人材の育成に努めた。

c 事前講習期間中は厳格な規律訓練を行い、頑健かつ規律正しい実習生の育成に努めた。

d 自分の将来について具体的な計画を立て、達成する方策を自ら模索することを課題とした演習を取り入れ、しっかりと目的意識を持ち、日本での技能実習に取り組むことのできる実習生の育成に努めた。

(イ) 集合講習

入国直後の実習生を対象に、アトム・ジャパントレーニングセンター南柏（千葉県流山市）等において、会話能力の向上を図るための日本語、日本における生活一般の知識、技能習得に関する知識、外部専門家による入管法、労働関係法令及び不正行為への対応方法に関する実習生の法的保護に必要な情報等の教育を行うとともに、以下の事項にも重点をおいて集合講習を実施した。

- a 技能実習制度の目的及び意義、実習生規則等の遵守についての指導
- b 技能実習についての目的意識を明確に植え付け、自己の行動に対する責任感を十分に身に付けた実習生の育成
- c 失踪は違法行為であること及び受入企業、派遣国政府等に多大な迷惑となることを十分に認識させる等失踪防止のための指導
- d 安全衛生意識の高揚を図り、労働災害を防止するため労働安全衛生法に基づく特別教育（学科部分）
- e 日本語能力、実習意欲等に問題があり、実習生として円滑・適正に技能実習生活を送り難いと判断される者の排除
- f 事前講習と入国後の集合講習の連携強化

コ 帰国生に対する就職支援活動

日本で技能等を修得し、帰国した実習生（以下「帰国実習生」という。）のフォローアップを次のように行った。

- (ア) ベトナムについては、ハノイ駐在員事務所を通じて、ベトナム労働・傷病兵・社会省に協力し支援を行い就職率の向上を図った。
- (イ) インドネシアについては、同国中小企業省が実施する帰国実習生の自立・起業を促進するためのセミナーの開催等各種施策に積極的に協力した。また、同国労働移住省が実施する就職説明会の支援を行うとともに、同省主催の帰国実習生フォーラムに対してもジャカルタ駐在員事務所を通じ積極的に支援を行った。
- (ウ) タイについては、バンコク駐在員事務所を通じ同国労働省に協力し、同省主催の就職説明会の支援を行い就業率の向上を図った。

サ 図書が発刊

実習生派遣国の経済関係情報をはじめ、政治・文化等の情報についても現地駐在員事務所及び国内関係機関等を通じ情報収集に努め、小冊子を企業等に無償で提供した。

シ 広報・宣伝活動

当機構の目的、業務内容及び実績等を広く周知するとともに企業における国際化の促進の必要性を社会一般に対し認識させた。同時に技能実習制度について、広範に啓蒙することを目的として、積極的に日刊紙、雑誌及び業界紙等へのパブリシティ活動を展開し、マスメディアへの報道を図ることとし、受入事業の拡大、発展につなげた。

ス 広報誌の発行

広く一般への技能実習制度の啓蒙及び実習生の技能実習状況への理解を図り、もって国際相互理解の促進及び開発途上国への人材育成を通じた経済協力を資することを目的に、受入企業及び関係各所に「IM Japan News」103号から107号を発行配布した。

セ カレンダーの作成・配布

当機構と実習生、受入企業等との関係をより強固なものとするを目的に、2012年（平成24年）版のカレンダーを作成・配布した。

(3) 技能実習生受入企業に関する無料職業紹介事業の実施

技能実習生受入を行う監理団体は、法令上の要件の定めにより無料職業紹介の許可を受けることとされており、当機構は平成22年4月1日付で当該事業の許可を取得した。これに基づいて、派遣国政府とともに、実習生候補者と受入企業との間の無料職業紹介事業を行って実習生の受入を実施した。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 情報資料の提供

「海外投資情報」を隔月発行し、広報誌と併せ関係企業に送付するとともに、実習生派遣国の社会経済情報、労働事情の情報を収集し、海外進出に興味のある企業に提供した。

(2) 海外投資相談

企業の海外進出を支援することを目的に、企業関係者からの相談に対し保有情報を提供するとともに、実習生派遣国の投資促進機関の紹介を行うなど積極的に対応した。

(3) 「人材育成セミナー」の開催

実習生派遣国の国情、生活習慣及び国民性等についての十分な知識と理解を含め、国際化に対応する人材育成及び国際相互理解の促進を図るために、各国大使館公使参事官等を講師に迎え「人材育成セミナー」を平成23年11月に支局ごとに開催した。各国の国情や文化、経済、国民性及び実習生指導に当たっての注意点など、幅広い内容について講演いただき149社、161名の皆様に参加いただき啓蒙を図った。

3 開発途上国との青少年親善交流事業

日本と実習生派遣国との相互理解の促進を図るため、本年度は平成24年3月24日から4月4日まで日本の高校生20名をベトナムに派遣した。ベトナムの高校を含め関係各所を訪問し、ベトナムの高校生・若者との交流の場として、ホームステイ等を通じ次世代での国際交流、心のつながりを深めた。

以 上